

宛名管理WT_宛名管理に関する課題

2022年12月

デジタル庁

宛名管理に関する課題の全体像

宛名管理に関して取り上げるサブ課題は以下のとおり。

1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望

- 1.1.1. 住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約 **情**
- 1.1.2. 住登外者宛名情報の一元管理 **検**
- 1.1.3. 団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理 **検**
- 1.1.4. 住登外者の支援措置対象者情報の一元管理 **検**
- 1.1.5. 税宛名との関係の明確化（法人宛名、固定資産税の共有者）
- 1.2.1. 住民記録システムとの宛名番号統合を見送った理由の確認
- 1.2.2. 住登外者の宛名番号のみを管理対象とした理由の確認
- 1.2.3. 住登外者宛名番号管理機能の任意化 **検**

2. 宛名管理の仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定 **検**
- 2.1.2. 宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化 **検**
- 2.1.3. 住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ **情**
- 2.1.4. 住民⇄住登外者間異動発生時の運用フローとデータ更新仕様の明確化
- 2.1.5. 排他制御・解除の仕様明確化 **情**
- 2.1.6. 住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否 **情**
- 2.2.1. 後追いで個人番号が判明した場合の住登外者の登録フローの確認
- 2.2.2. 各基幹業務システムにおける転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合方法の確認
- 2.2.3. 住登外者の情報の統合等の契機明確化

- 2.2.4. 他業務システムにて登録された住登外データの更新・削除の可否の明確化
- 2.2.5. 住登外宛名番号廃止のフローの精査
- 2.2.6. 宛名番号の統合と名寄せの取扱い確認
- 2.2.7. 特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針 **情**
- 2.2.8. 外国人氏名の入力方法の確認 **検**
- 2.2.9. 住民記録システムにおける再転入者検索の対象への住登外者の追加
- 2.2.10. 転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認 **検**

3. 住登外者の名寄せ・移行の方針確認

- 3.1.1. 住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化
- 3.2.1. 住登外者宛名番号の再付番の考え方の明確化
- 3.2.2. 住登外者の初期セットアップの実施主体の明確化
- 3.2.3. 運用フローにおける住登外者宛名番号管理機能への登録タイミングの明確化

4. その他

- 4.2.1. 本人確認・個人の特定方法の確認
- 4.2.2. 基本4情報以外の識別情報（マイナンバー）による本人確認方法の整理
- 4.2.3. システム跨ぎの基本4情報を利用した本人確認方法の確認
- 4.2.4. 共通的な宛名情報の相互利用の検討スケジュールの確認
- 4.2.5. 申請管理における本人特定のためのAPI追加
- 4.2.6. 団体内統合宛名機能における変換処理の確認

- 情** 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討
- 検** 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討
- 未** 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題
- 反** 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討
- 反** 取り扱いへの反対意見を踏まえた再検討

1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更 要望

1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約

宛名管理のあるべき姿は、住民（住登者）も含めた宛名情報の一元管理である旨の意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特になし（住登外者の宛名番号の管理に特化した機能として規定）

※検討経緯は、10/12検討経緯資料にて整理



構成員の意見

- ✓ **住登者を含めた付番管理と宛名管理を切り離すことは困難**と考える。
- ✓ 個人（住登者及び住登外者）の情報を一元的に管理するためには、宛名管理システムに宛名番号管理機能を配置し、各業務システムにおいて重複する個人の情報を保持しないようシステムで対応するのが合理的と考えるため。住民宛名の宛名管理の検討が必要な理由ですが、住民の宛名番号と基本四情報を管理せず、名寄せができない状況にすることは、上述のリスクに当たると考えるためです。**住登外のみを共通機能で管理した場合、既に住民宛名として登録されている方を、住登外宛名として登録しようとした場合に、同一人物が登録済みであることのチェックができません。不要な宛名が増えることになるため、避けるべきだ**と考えます。
- ✓ 宛名管理システムは特定の個人（法人）の宛名情報の一元管理、宛名番号の付番は住民と住登外者が別管理となっている。住登外者宛名番号管理標準仕様書の業務フローでも住登外者が住民になった場合、住登外者宛名から削除する管理になっているが、住民は住民記録で付番し、住登外者は住登外者宛名番号で管理することによるデメリットも大きい。**税業務など過年度に渡る事務が必要な業務の手続きなどを考えると、番号管理の変更による業務へのインパクトが大きい**と考える。また、**名寄せに関しては住登者と住登外者の名寄せが基本**であり、住登外者の宛名番号のみを共通標準仕様で規定するメリット・デメリットの整理が必要と考える。
- ✓ **付番行為は一元的に管理され、統ルール、統一基準において付番されることが必要**となる。ワンスオンリーでは業務間のデータ連携、データ共有が前提となるが、その際に**個人の識別子がバラバラの基準で付番され、正確に個人が紐付かない状況となることは許容されない**からである。また、複数業務で共通に利用されるデータは宛名番号で一元的に管理されるべきである。そもそもデータ連携、共有が前提であり、それらが複数箇所に分散され、個別に管理される状態は無意味である。宛名番号付番の一元化実現手段としてはいくつかの方法が考えられる**番号付番システムの導入住基、住登外共通に利用する番号付番システムを共通機能として実装し、付番管理**を行う。

1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約

情報提供内容を
踏まえた再検討

宛名番号の付番機能を共通機能へ集約することについて、構成員意見は賛否で割れた。

情報提供依頼内容

宛名番号の付番機能を集約することの是非について、ご意見をお願いいたします。

考慮すべき事項
・住民記録システムにおいて、特に転入が集中する時期においては特にレスポンスの遅延や共通機能が稼働せず、業務が滞ることについての懸念がある。



構成員の回答 (1/2)

■集約・一元管理をするべき (9件)

- ✓ 事務効率化や既出の課題を鑑みると**将来的にでも一元管理すべき**。システム構想がシンプルになり、運用面も安定する
- ✓ **宛名番号の付番・連携だけであれば、レスポンスの遅延は無視できるレベル**。また、宛名番号の付番のみ住民記録システムと分離する対応案も考えられる。住民記録システムで転入処理を実施後、一時データとして宛名情報を保存し、その後、一定のタイミングで共通機能へ宛名情報を連携するような方法であれば、業務が滞ることの懸念は無いと想定
- ✓ 現行システムにおいても、住登者および（法人含む）住登外を統一的に付番管理を実施<2件>
- ✓ 宛名番号の付番機能を住民記録システムのオプション機能とし、**どちらの付番機能を使用するかは自治体の判断とする。最終的な宛名の統一管理に向けて、できる限り住記と一体的に管理できる選択肢を残すことが望ましい**
- ✓ 集約しない場合、宛名番号、住登外宛名番号、団体内統合宛名番号など番号体系が増えて管理が煩雑になる。また、移行支援期間後の検討課題とすることも**2025年以降に標準準拠システム等を見直すことにより生じるコスト**もあり、望ましくない
- ✓ システムの管理上、住登者と住登外者を分けることになれば、各業務の基本情報に、関係（登録）する住民分の住登者又は住登外者を判別する項目を保持する必要があり、データ項目が増加してしまう。また、オンライン画面の入出力や帳票出力において、制御が煩雑になることが想定される。更には、**将来的に一元管理となった場合、団体内統合宛名を作成した際の作業が再度発生することとなり、無駄が多い**と感じる。

(考慮すべき事項への意見)

- ✓ 考慮すべき事項に記載されている内容は、オールインワンパッケージの場合は問題なく、付番機能が基幹業務とが別ベンダの場合に考慮すべき事項であるが、**番号の棲み分けを事前に決定する等の対応であれば考慮も不要**
- ✓ 処理から鑑みると集約されているべき機能。考慮すべき事項は、**非機能として担保できるよう定義する必要がある**
- ✓ 「考慮すべき事項」に記載されている事項は**住民記録システム含めた基幹業務システム、共通機能の実装時に考慮されるよう仕様書に実装必須機能として明記されればよい**
- ✓ 懸念に対しては、住民記録システムでは、**内部では自業務用の宛名番号で管理しつつ、連携用に宛名管理機能による採番した宛名番号を保持する方式も考える**（「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン 平成25年8月総務省内閣官房」の「当面の対応として、中間サーバーにおいて符号と団体内統合利用番号とのひも付けのみを行う団体内統合利用番号連携サーバーを整備」の考えと同意）

つづき

情報提供依頼内容

宛名番号の付番機能を集約することの是非について、ご意見をお願いいたします。

考慮すべき事項
・住民記録システムにおいて、特に転入が集中する時期においては特にレスポンスの遅延や共通機能が稼働せず、業務が滞ることについての懸念がある。

構成員の回答 (2/2)

■ 必要なまたは懐疑的 (8件)

(複雑化・高コスト化への懸念)

- ✓ 共通機能として宛名番号の付番（住民記録の外側で採番）を定義することで、**現行の一般的なシステムより複雑な構成となることによる障害発生個所の増加を懸念**。住民記録単体での導入も想定されることから、住民記録から付番機能を外した場合、別途宛名管理の調達が必要になったり、あるいは他ベンダーとの調整・テストが必要になるなど、高コスト化の要因になるのではないか
- ✓ 住登外と番号体系の区別が定義されるのであればどこも重複しないにも関わらず、あえて別システムの付番機能で付番することは無駄である。**自業務システム内で完結できるのにも関わらずあえて別システムにシステム・サーバ・ノードを跨いだ処理を行うのは障害ポイントを増やすだけである**

(住民記録システムの開発スケジュールへの影響への懸念)

- ✓ 将来集約するとしても、**既に標準仕様で稼働しつつある住民記録システムへの追加改修や、住登外宛名番号情報の一斉付け替えが発生しないような方針にすべき**
- ✓ **住民記録システムの機能要件が変わることによるスケジュール遅延（標準化全体）が懸念**される。共通機能により宛名番号の一元管理をすとなれば、必然と住民記録システムの機能要件も変更となることが想定される。令和7年度末の標準化移行期限が変わらない以上、全業務の根幹にもなる住民記録システムに今から仕様変更が発生するのは得策ではない

(採番ルールの規定で充分)

- ✓ **住民・住登外者で宛名番号を重複させないを規定すればよく、共通機能に付番機能を集約する必要はないのではないか**

1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約

住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能のそれぞれで宛名番号を付番することを基本とする。他方で、既に一元的に付番する運用も一定数存在することから、共通機能における一元付番を許容することとし、一元付番を可能とするための標準仕様を検討する。

考え方

ワンズオンリーの観点から将来的な宛名“情報”の一元管理が望ましいと考えられるが、住登外者の宛名情報の一元管理には制度的な整理が必要なこと、また、仕様見直しによる移行スケジュールへの影響が大きいことを踏まえ、移行支援期間（2025年度まで）後の検討課題と整理する

上記の将来像の実現に向けて、宛名“番号”の一元管理（住民宛名番号の付番と、住登外者宛名番号付番の一体化）の可能性について改めて検討する

その際、**住民記録システムの開発が既に進捗しており、仕様変更が開発スケジュールへ影響することへの配慮**も必要

対応方針（案）

取り扱い

共通機能における住民宛名番号の付番機能：**1-1_仕様書への反映（実装必須機能）**
住民記録システムの共通機能の付番機能の利用：**9_その他（※標準オプション機能として規定することを、総務省と協議予定）**

住民宛名番号を住民記録システムで付番する現行仕様を基本とする。

一方で、**既に一元的に付番する運用も一定数存在すること及び**将来的に宛名情報の一元管理を目指すことから、以下の整理にて、共通機能における住民宛名番号と住登外者宛名番号の一元付番を可能とする方向で検討する。

（住民記録システム標準仕様書における機能要件定義については総務省と協議を行う。）

- ・共通機能標準仕様書：住民宛名番号と住登外者宛名番号を一元的に付番する機能を実装必須機能として定義
- ・住民記録システム標準仕様書：共通機能を利用して宛名番号を付番する機能を標準オプション機能として定義（総務省と協議予定）

なお、住民宛名番号を住民記録システム、住登外者宛名番号管理機能のどちらで付番するかについては、ベンダの提供機能をもとに自治体の裁量とする。

また、上記を踏まえ、以下サブ課題については、住民宛名番号を住民記録システムで付番する場合、共通機能で付番する場合のそれぞれについて考え方を示すこととする。

- 2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化
- 2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

内容

1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理

住登外者宛名番号管理機能において、宛名番号の付番だけでなく、宛名情報も管理すべきではないかの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編
住登外者の宛名番号の付番管理を行う機能として規定。
住登外者の名寄せに利用する**最低限の項目**として以下を保持

- 個人番号
- 基本4情報

構成員の意見

- ✓ 住登外者宛名番号管理機能の排他制御が複雑になることをうけて、各業務システムから住登外者宛名番号管理機能に付番依頼をするという仕組みではなく、**住登外者宛名管理機能（宛名番号の付番管理ではなく）を構築し、住登外者の宛名を一元管理する仕組みを構築**することを検討しても良いと考える。職員が直接、住登外者宛名管理機能に住登外者情報を登録し、その情報を各業務システムが照会するというイメージ。現状検討されている宛名管理システムは住民＋住登外を一元管理する仕組みだが、それが難しいのであれば住登外情報のみを一元管理する仕組みを構築することを検討しても良いと考える。
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能について、付番時の候補者抽出時には、他の業務システムで登録した住登外者も抽出されるのか？される場合、付番処理をした業務システムで登録しようとしている住登外情報と、**他の業務システムで既に登録されている住登外情報で内容の違いがある場合、どちらかの情報が上書きされてしまうのか？**また、住登外から住民、逆に住民から住登外になるケースにおいても**他業務システムとの登録内容差異が生じることが想定されるが、どの情報が優先して登録されるか？登録順で上書きされてしまうか？**⇒上書きされる場合、各業務システムと登外者宛名番号管理機能でデータの不整合が発生する可能性がある。住登外情報がどの業務システムでどのような情報を登録したのかを管理するであるとか、住登外情報は共通機能で一元管理するといった形も検討する必要があると考える。登外者宛名番号管理機能について、他の業務システムと情報を共有する場合の仕様を整理するため。
- ✓ 連絡先情報、送付先情報の管理について、**宛名情報において、連絡先情報、送付先情報を一元管理する必要性を確認したい**。管理する場合、連絡先、送付先は業務ごとに異なるケースがあり、その部分の考慮が必要となる。

1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

- ✓ **入力の揺らぎを懸念**：住登外者宛名番号管理機能では**入力規則などの揺らぎ（氏名入力の制御、住所・方書入力の制御、半角全角の制御、文字数の制御、異字体の制御）が発生**し、基本4情報による突合で同一人物と判定できないケースが多く発生すると想定されます。本来論でいえば、「構成員の意見」にあるとおり**住登外者を統一的に管理できるUIを備えた形で共通機能として実装されるべき**と考えます。
- ✓ **住登外者の情報の正確性に疑義**：住登外者の情報は正式な証明以外は住民の手書きや担当職員が聴き取った内容であることから、**基本4情報の照会では正確性に欠ける可能性があると思われる**
- ✓ **住民区分の識別子が必要**：4情報に加えて、**現在住登者なのか住登外なのか識別できる情報が必要ではないのか**
- ✓ **住登外宛名番号を一元管理することの業務上のメリットが不明確**：たとえ住登外宛名情報が一元管理されていたとしても、他業務で取得した情報を利用するシーンが思い浮かばない。有効活用できるのは福祉業務内の他事業間など、ある程度限定的なのではないかと想定

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <6件>

- ✓ **税務業務との整合性を考慮する必要がある**：連絡先情報／送付先情報については、**税務共通としての既定（機能ID：0160005）があり、「独自システム施策と整理」としている本資料との記載との整合性をとる必要がある**と考え
- ✓ **管理項目は基本4情報以外にも存在**：住登外宛名情報を一元管理すると、他業務で入手した情報で宛名情報を置き換えることになり、制度の見直しに関わることが懸念されます。宛名と関連付けて管理したい項目は4情報以外（例、電話番号、送付先等）にもあり、また業務別に異なると考えられるが、4情報のみを宛名管理機能で管理した場合、宛名情報が分かれて管理される
- ✓ **基本4情報に変更があった場合の運用フローも検討が必要**：各業務で正本管理を行い、住登外者宛名番号管理機能の情報は付番のための情報であることに異論はないが、この2つの情報に差異が出ないように、住登外宛名管理機能で保有する基本4情報に変更があった場合の業務フローも記載するべきではないか
- ✓ **一元管理に関してはベンダー裁量に任せる**：基本4情報以外の住登外者情報を一元管理するには大幅なシステム改修が見込まれるため、**住登外者の一元管理の有無は、ベンダー（自治体）の裁量に任せるべき**

取り扱いに対する反対意見 <5件>

2_リファレンス提供（強制力はない） <3件>

- ✓ 既存の宛名管理システムを踏まえた共通機能の運用方法について指針が必要であるため。
- ✓ 各業務管理の情報と差異がある状況だと、古い情報で更新されてしまうリスクもあるため、**同期をとるための業務フローも提示すべき**だと考える。

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 各基幹業務システムが実装する住登外者登録機能における**基本4情報の入力ルールを定めた横並び調整もしくはリファレンス**などの提供を検討いただきたいです。

その他 <1件>

- ✓ 機能をつくる側としての理解に留まらず、**利用者に理解してもらうところまで仕様を落とし込む必要がある**のではないかと。

1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理

住登外者の宛名番号管理を行う機能とする考え方は維持しつつも、住登外者宛名番号管理機能で保持する基本4情報の位置づけや他の基幹業務システムとの同期は必須ではないことを改めて示すこととし、必要に応じて仕様書に明記することを検討する。

考え方

各基幹業務で取得した住登外者の情報を、**他の業務に共有する（少なくとも参照可能な状態にする）ことは、制度的な整理が必要**であることから、各基幹業務システムに分散した管理を原則とすべき

一方で、住登外者の宛名番号管理機能のみを管理するに至った経緯 **（他の選択肢との比較検討の結果）について改めて説明が必要**



取り扱い

内容

対応方針（案）

4_既存仕様にて規定済

■ 住登外者宛名番号管理機能で管理する情報

住登外者について、宛名番号の付番機能という位置づけを維持。また、**不要な宛名を増やさな**いため、**個人番号を把握できないケースにも名寄せができるように**、住登外者の基本4情報を付番のための情報として保持する（既存仕様を維持）。

また、住登外者の基本4情報の正本については各基幹業務システムにて管理することとしており、その基本4情報を他の基幹業務システムが反映するかどうかは業務ごとの判断としている。この考え方が明確になるようにするため、**住登外者宛名番号管理機能で保有する基本4情報は付番のためである**ことを標準仕様書に明記する。

なお、住登外者の住所情報は、横並び調整方針でアドレス・ベース・レジストリを参照することとしているため、入力の揺れは発生しないと想定している。その他項目についても、項目定義書で規定しているデータ型や桁数等で突合することを想定している。

■ 住登外者の連絡先情報／送付先情報の取扱い

住登外者の連絡先情報／送付先情報は、以下のとおり管理されるものであり、住登外者宛名番号管理機能の管理対象外である（既存仕様を維持）。

- ・各基幹業務システムにおいて、各標準仕様書の定義に従って管理する
- ・（一元的に管理する場合）独自施策システムである宛名管理システムで管理する

1.1.3. 団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理

複数の宛名番号が乱立することは好ましくなく、団体内統合宛名の機能を拡張し住登外者宛名も含めて一体的に管理すべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書：
本編

住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を、それぞれ別の独立した機能として規定



構成員の意見

- ✓ 宛名番号付番の一元化実現の1つの手段として団体内統合宛名の拡充が考えられる。**現在、団体内統合宛名番号は個人番号と紐づく個人にしか付番されない。**よって、個人番号利用事務に該当しない事務で住登外として補足された個人には付番されない。**これを拡充し、あらゆる個人に団体内統合宛名番号を付番する。ただし、個人番号と紐付かない場合は一種の団体内統合宛名候補番号として付番し、将来的に個人番号と紐づく状態になったさい、そのままの番号で紐付けを行う。**この場合、機能も運用ルールも団体内統合宛名のそれが利用できるメリットがある。
- ✓ 「④団体内統合宛名番号を採用しない理由」について「宛名番号を用いる業務システムはマイナンバー利用事務に限らず多岐に渡るため、団体内統合宛名番号を利用しないこととした。」とあります。現状はそのとおりですが、**団体内統合宛名機能において、マイナンバーと紐付かない状態での団体内宛名番号付番を可能とする、後にマイナンバーと紐付いた場合、紐付けを追加できる機能を追加するの大きく2点の対応を行うことで実現可能ではないでしょうか。**別途、宛名管理機能を構築し、個々の業務に追加対応を行うより低コストで対応できるのではないのでしょうか。すでに団体内統合宛名番号に対応している業務についてはシステム連携時に団体内統合宛名番号を利用すると考えるだけで、改造不要の場合も考えられます。団体内統合宛名番号に対応していない業務については、「宛名番号」部分に「団体内統合宛名番号」を格納するだけです。「現状システムごとに管理されている住登外者宛名番号をすべて名寄せする必要がある」とありますが、名寄せの問題はどのような方式でも同じではないのでしょうか。むしろ、団体内統合宛名番号を採用した場合、団体内統合宛名番号に対応している業務については何ら作業が不要です。対応していない業務については対応必要ですが、それは別の宛名番号を採用しても同じ事情となります。既存の宛名番号をそのまま使い続けることについては、業務内に閉じた利用では問題ありませんが、業務間連携では利用できません。業務に閉じた利用が必要な場合は、宛名番号、団体内統合宛名番号と双方を保持する形式にすることで対応可能です。これも新規に宛名番号を付番する場合においても類似の工夫が必要です。全体として、**団体内統合宛名番号を宛名番号として利用する案が最も費用対効果が高いと考えます。**
- ✓ 団体統合宛名機能との関連を改めて整理したい

1.1.3. 団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■ 住登外者に団体内統合宛名番号を払い出すのは不可

- ✓ 団体内統合宛名システムは、自治体が管理する番号（宛名番号）とマイナンバーを紐づけするシステムとして構築されているため、マイナンバーを付番できていない住登外者（名寄せできていない対象者）を団体内統合宛名に入れるのは、かえって煩雑となる
- ✓ 中間サーバとの連携を考えると、団体内統合宛名システム内では、団体内統合宛名：マイナンバーで1:1と管理されるべきであり、団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理は不可。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■ 個人番号にない住登外者へ団体内統合宛名番号を付番しないこと理由の調整

- ✓ 前提事項②「個人番号を取得していない住登外者については、団体内統合宛名番号は付番せず住登外者宛名番号のみを付番する（個人番号を持たない団体内統合宛名が存在することは中間サーバ連携時に対象者を除外する等のコストがかかることから選択しない）」このコストは大きなものではなく、また番号利用事務に追加されたときに団体内統合宛名番号を付番し直すことになることから、前提とすべきではないと考える

■ リファレンスの規定方法に関する意見

- ✓ リファレンスである以上、あまり細かい点まで規定できない、住登外者宛名番号と、団体内統合宛名番号は別項目としつつも、同じシステムの中で一体的に管理することは妨げない、といった記載程度で良いのではないか
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の2機能を一体的に構築するか否かは、ベンダー（自治体）の裁量に任せる

■ 住登外者にも団体内統合宛名番号を付番を希望

- ✓ 宛名番号、住登外宛名番号は一意とすべきと記載したが、団体内統合宛名番号で一意となる場合はその限りではないと考える。個人番号利用事務に該当しない住登外者であっても団体内統合宛名番号を付番されるべき

■ 任意機能化を要望（→ 1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化）

- ✓ 連携仕様に定義される業務間連携に必要な対象のみ新規宛名番号の名寄せができれば問題ないため、採番は任意とする方針がよい

取り扱いに対する反対意見 <5件>

4_既存仕様にて規定済 <1件>

- ✓ 「リファレンス記載」が維持されるとしても、この案件だけにかかわらず、「リファレンス記載」が「ToBe」と誤認されることの内容、あくまで対応の方法の1例に過ぎないことが明記が必要と考える

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 強制力のないリファレンスでは結局自治体ごとに機能や運用に差が発生すると考えられる。住登外宛名番号付番機能を利用する業務システム側として、対応方針が複数選択肢になることは避けたい

9_その他・空欄 <3件>

1.1.3. 団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理

団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の2機能を一体的に構築する際の考え方をリファレンスとして年度末の仕様書改定に向けて整備することとする。

考え方

団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の機能統合について、制度的な制約はない

一方で、当該2機能の機能統合は共通機能の標準仕様書の規定内容への影響が極めて大きい



内容

対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

2機能を一体的に構築する場合の考え方をリファレンスとして提供することとする。その際的前提は以下の通りとする。

<前提事項>

- ① 団体統合宛名番号と宛名番号（住民宛名番号、住登外者宛名番号）は別の項目として管理する（共通機能への移行時、住民の団体内統合宛名番号もしくは宛名番号の再付番、全住登外者の統合等の対応が必要となることから選択しない）
- ② 個人番号を取得していない住登外者については、団体内統合宛名番号は付番せず住登外者宛名番号のみを付番する（個人番号を持たない団体内統合宛名が存在することは中間サーバ連携時に対象者を除外する等のコストが発生するほか、**当該業務が番号利用事務に追加となった際、すでに当該住登外者に個人番号と紐付いた団体内統合宛名番号が付番されていた場合、団体内統合宛名番号の振り直しが発生することから選択しない**）

<リファレンスとして規定する内容（想定）>

- ① 一体的な付番機能（API）の利用方法
- ② 一体的なデータの持ち方
- ③ 住民→住登外者、住登外者→住民の宛名番号の引き継ぎの考え方
- ④ 独自施策システムとして整理した、宛名管理システムとの関連性

1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理

DV支援措置対象者情報は漏れないようにする必要性が高いことから、住民記録システムで管理する住民についてのみだけでなく、住登外者についても一元管理すべきとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書

特段規定なし

横並び調整方針

住民記録システムにおける住民のDV等支援対象者の管理と、用語の定義

(住登外者に関する一元管理に関する規定なし)

21 DV等支援措置に関すること

○DV等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。

「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。

「支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記について「支援措置対象者情報」とする。

「支援措置期間中」とのみ規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。

構成員の意見

- ✓ 支援措置対象者情報の一元管理（共通機能の追加）が必要。支援措置対象者情報は、自治体中間サーバーにて自動応答不可フラグ設定を行う等により、各自治体では全庁的な運用やデータ整備が進んでいるとは思いますが、管理方法や連携範囲がそれぞれとなっております。**各業務で管理する支援措置対象者情報（住民の命に係わる重要な情報）を集約し共有することで、自治体職員はより適切な対応が可能**になると考えます。14日検討会の資料4のP4の図に対する対応イメージは次のとおりです。

○住民記録システム ⇒ 枠内に支援措置対象者情報を追記

○支援措置対象者管理機能（共通機能）を追加 住民記録システムから支援措置対象者情報を提供し、各業務から照会、提供する

○宛名管理システム（独自施策）

⇒ 枠内に支援措置対象者情報を追記、税務システム等との→は双方向に変更

- ✓ 宛名管理に関する議論であることは理解していますが、**支援措置対象者の情報について、一元管理が必須**と考えています。共通機能として定義すべきではないでしょうか。税務システム標準仕様書の「1.3.1.支援措置対象者への発行抑止」の要件の考え方・理由より、**支援措置対象者の情報について、住登者は住民記録システムからの連携とされているが、住登外者の取り扱いがあいまいなため。また、住登外者は現在各業務システムで保有することとされているが、支援措置対象者の情報は一元管理し、絶対に漏らさずに対応する必要がある**と考えるため。

1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

- ✓ **住登外者の宛名情報を共通機能で管理すべき**：住登外者の支援措置対象者取り扱いが不明瞭なため、1.1.2に記載したとおり「住登外者を統一的に管理できる機能」として実装されるべきと考えており、その中で支援措置対象者も管理できることが望ましいと考えます。
- ✓ **基幹業務システムの支援措置対象者情報の管理に関するリファレンス等が必要**：移行支援期間の後に改めて検討するとしても、各基幹業務システムにおける住登外者の支援措置対象者については、今の段階において管理の仕方を整理し、横並び調整方針もしくはリファレンスなどの提供を検討すべきではないか
- ✓ **移行支援期間後の対応では遅い**：スケジュール上の課題があるとは思われるがDV支援措置対象者情報は人命に関わるため、移行支援期間終了後に対応するのでは遅いのではないか

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

- ✓ **現行システムで一元管理を実現している場合の配慮を希望**：対応方針内容について理解はできるが、現行システムにおいて一元管理している自治体があれば、標準化移行後に管理ができなくなることは大きな問題になると考えられる
- ✓ **住登外者の支援措置対象者情報を基幹業務システムで管理することを明確化すべき**：
- ✓ **宛名管理システムで支援措置対象者を一元管理を希望<2件>**：宛名管理システムで宛名情報（住民データ、住登外データ）とあわせて、支援措置対象者情報についても一元管理する
- ✓ **一元管理する独自施策システムのリファレンスが必要**：移行支援期間中の住登外者の支援措置対象者情報の一元管理に関するリファレンス提供。支援措置対象者情報については登録漏れの影響が大きい。独自施策システムとしては、住登外者の支援措置対象者情報の一元管理も許容するような、リファレンスの提示もいただきたい
- ✓ **基幹業務システムの管理項目の規定を希望**：各業務の住登外者の支援措置対象者情報の管理項目の統一化。将来的な一元管理を想定するのであれば、管理項目（データ要件）について統一化を進めていただきたい
- ✓ **令和7年度以降のシステム改修が困難となることを懸念**：共通機能追加および各業務側の仕様書に機能追加が必要となるため、令和7年度以降の検討には賛成。一方、住民のDV等支援対象者は住民記録システムで一元管理されるものの、住登外者は各業務システムでの実装が進んだ場合、令和7年度以降のシステム改修も困難となることを懸念している

取り扱いに対する反対意見 <2件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 左記の反対意見と同様

その他<1件>

1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理

移行支援期間（令和5～7年度）終了後のスコープとし、直近の仕様書改定においては当該機能の追加を行わず、宛名番号の付番に特化した機能とする。

考え方

令和4年度末の仕様書改定に向けて、新たな機能をスコープに入れるのは困難

各業務側の仕様書においても機能追加が必要であるが、移行支援期間（令和5～7年度）における改定は行わない方針である



対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

直近の仕様書改定には含めず、住登外者の支援措置対象者情報は各基幹業務システムで管理する方針を維持し、移行支援期間（令和5～7年度）終了後の検討スコープと整理する。

<現行システムで一元管理を行っている場合の取り扱い>

宛名管理システム等の独自施策システムとして一元管理すること実現可能。

→ **「2.1.1.宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定」にてIFの概要・データの持ち方についてリファレンスを整理。**

内容

宛名管理システムで支援措置対象者情報を管理するにあたっては、**将来的な住民・住登外者を含む一元管理を見据え、住民記録システムの基本データリストで規定する「支援措置対象者情報」のグループに属するデータ項目を管理することをベースライン**とする。

ただし、「支援措置申出書情報」については、**各基幹業務システムにて保持できる情報ではないため、宛名管理システムで管理する場合は、直接入力する等の利用**となる想定。

1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化	<p>住登外者宛名番号管理機能による付番と基幹業務システムへの連携は、任意とすることを検討</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による付番と基幹業務システムへの連携については、全基幹業務システムへの影響があることから、例えば標準的な住登外者宛名番号管理機能を保有するシステムを各自治体に配布し、住登外者宛名番号の一元管理可能とできれば、連携対応は不要となり、標準化の推進にもつながると考えられるため。</p>	<p>任意とした場合、宛名番号の一意性がなくなり、システム間連携に支障が生じる。</p> <p>共通機能については、他の業務システムと同様、国が調達するのではなく自治体が整備する方針。</p>	<p>住登外者宛名番号管理機能の連携は必須。</p>	<p>9_その他</p>

1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■マルチベンダーの場合は任意利用とする

- ✓ 1つのパッケージとして一体的に宛名管理機能を提供する場合、宛名管理システムにおいて各業務の宛名番号採番の名寄せを実現できており、住登外者宛名番号の管理に特化した機能を構築する必要性がない。マルチベンダーで住登外者宛名番号管理機能を必要とする自治体様が任意利用する方針がよい
- ✓ 共通機能として宛名管理は必ずしも必要なく、付番ルールだけ規定すればよいのではないか。

■団体内統合宛名機能で管理

- ✓ 住登外者宛名番号管理機能を廃し、団体内統合宛名機能を拡張して住登外者の管理も行う機能として定義し直すように軌道修正された方がよい

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■追加の規定に関する要望

- ✓ 提供主体のリファレンス提示を希望：宛名番号と密接に関連する機能のため住民記録システムベンダーが開発するのが理想と考えるが、そういった明文化はされないため実際のところどういった扱い（導入形態）になるか不安がある（住民記録システムベンダー以外からの意見）
- ✓ 宛名管理システムの運用リファレンスの提供を希望：既存の宛名管理システムを踏まえた共通機能の運用方法について指針が必要であるため、宛名管理システムを構築する場合の運用をリファレンスで示していただきたい。

■その他

- ✓ 住民区分による制御が煩雑になる懸念：がシステムの管理上、住登者と住登外者を分けることになれば、各業務の基本情報に、関係（登録）する住民分の住登者又は住登外者を判別する項目を保持する必要があり、データ項目が増加してしまう。また、オンライン画面の入出力や帳票出力において、制御が煩雑になることが想定される。
- ✓ 将来的な対応作業の懸念：将来的に一元管理するとなった場合、団体内統合宛名を作成した際の作業が再度発生することとなり、無駄が多いと感じる。
- ✓ 任意利用の自治体を踏まえた要件再考：一部でも利用任意としたい団体やベンダがいるのであれば、課題に記載いただいた通り整合性が取れなくなるため、要件自体を取り下げる検討が必要となる
- ✓ 国による機能提供：住登外者宛名番号管理機能の連携は必須であることには賛同いたしますが、ベンダー間の競争が働かないような共通機能は申請管理同様に国が1つのシステムを提供することも検討頂きたい

取り扱いに対する反対意見 <4件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 「構成員の意見」にあるとおり住登外者を統一的に管理できるUIを備えた形で共通機能として実装されるべきと

2_リファレンス提供（強制力はない） <2件>

- ✓ 提供主体のリファレンス提示が必要
- ✓ 既存の宛名管理システムを踏まえた共通機能の運用方法について指針が必要であるため。

3_ベンダ・自治体裁量 <1件>

- ✓ 住登外者の宛名番号の管理に特化した機能として規定するのであれば、自治体裁量で利用を任意としたほうがよい。

1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化

住登外者宛名番号管理機能の実装は必須とする方針は維持するものの、当該機能の提供主体の考え方についてはリファレンスを示すこととする。

考え方

ファイルサーバやAPI認可サーバと同様に複数機能が共通的に当該機能を利用することを踏まえ、提供主体についてのガイドラインを示すこととする



対応方針（案）

取り扱い

9_その他

内容

住登外者宛名番号管理機能の構築・提供パターンを例示として示すこととし、自治体毎に移行順序や調達単位等を踏まえて、決定することとする。

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	ベンダ	団体内統合宛名機能と一体的に提供	「1.1.3.団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理」にてリファレンスを規定予定
2		住民記録システムと一体的に提供	同じく宛名番号を発番・管理するシステムと一体的に提供
3		最初に標準化する住民記録システム以外の基幹業務システムと一体的に提供	最初に住登外者の管理を行う基幹業務システムと一体的に提供
4	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

2. 宛名管理の仕様の疑義や不足の解消

2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

独自施策システムと整理した宛名管理システムとの連携仕様を規定すべきという意見や、宛名管理システムを構築する際に、住登外者宛名番号管理機能として規定する運用フローのうちどの点が標準化対象（準拠すべき）かを明確にすべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

住登外者宛名番号管理に関する運用フローのみを規定

横並び調整方針

宛名管理システムを独自施策システムと位置づけることを規定（標準仕様書の規定対象外とする整理）

構成員の意見

- ✓ 宛名管理システムを**独自施策システムとして構築する場合においても各業務システムとの連携要件は標準化しておくべき**
- ✓ **住所地特例などの住登外者については、自システムでは管理しておらず、国保・介護等のシステムで管理している場合がある。**国保・介護等から資格情報を庁内連携で取得する場合、住所地特例などの住登外者が連携データに含まれることが想定される。この場合、宛名管理システムが存在しない場合の運用としては、国保・介護等からの庁内連携の度に、住登外者宛名番号管理機能で住登外者の情報を取得する必要があるという理解で良いか？宛名管理が存在する場合は、宛名管理システムから事前に住登外情報を取得しておくことが可能となるため効率的であると考えるが、その場合は**宛名管理システムから標準準拠システムへの連携仕様を標準仕様として定義しておく必要がある**と考える。独自施策システムだからといって、独自の連携仕様とするのは非効率であるため、**住基システムや住登外者宛名番号管理機能等で使用する連携仕様を宛名管理システムにも実装することを標準仕様として規定する必要がある**と
- ✓ **住所地特例など資格管理系のシステムで管理する住登外情報が必要となる**場合の運用について明確にするために宛名管理システムとの連携仕様を規定すべき
- ✓ **住基システム・住登外者宛名番号管理機能と、宛名管理システムとの連携機能を標準仕様として定義する必要がある**と考える。住登外情報を業務システム側から宛名管理システムに連携するのは非効率であるし、業務システムの標準仕様にも宛名管理システムとの連携仕様は定義されていない。宛名管理システムとの連携仕様を規定すべきと考える
- ✓ 宛名管理システムは独自施策システムを構築し、標準準拠システムとAPI連携するとなっているが、住登外者宛名番号管理標準仕様書の業務フローは、住登者、住登外者を含めた宛名の異動に関するフローになっている。この中に住登外者の付番に関するAPI連携が記載されているが、**フロー全体に対してどの範囲が標準化対象とするのか実現性含めて明確にする必要がある**と考える。そもそも、基幹業務と宛名管理の役割分担、連携の流れが整理されていなければならない。加えて団体内統合宛名機能との役割分担も必要

2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

■ 宛名関連のシステム・機能間の役割分担・運用フローを明確化

- ✓ 構成員の意見に対する解決案とはなっていないように見受けられる。住民記録システム、住登外宛名番号管理機能、宛名管理システム、団体内統合宛名機能、それぞれの役割分担・運用フローを明確化していただきたい。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■ 税務共通の仕様との整合が必要 <3件>

- ✓ 宛名管理システムと独自施策システムとして整理するには、税務共通の仕様書との整合性をとる必要があると考えます。
- ✓ 宛名管理システムは独自施策システムと整理されてはおりますが、業務（「機能要件_税務共通」「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト（地方税（共通））」「機能別連携仕様（地方税（共通））_Output」など）では住登外の機能やデータ要件・連携要件を定めております。宛名管理は業務ごとの仕様で実装するのか、独自施策システムとするのか、今後は標準化する方針なのかは明確化して頂きたい

■ 宛名管理システムの構築・運用のリファレンスの提供 <2件>

- ✓ リファレンスにて宛名管理システムの運用を示していただきたい。連携IFについても、連携要件を踏襲する形を基本とする旨を、リファレンスとして示していただきたい。（本来は標準仕様書として規定してほしいが、独自施策システムのため標準仕様書には規定できないということでリファレンスでの明記を希望）

■ 仕様書への定義が必要

- ✓ 各業務システムとしては自業務に必要な宛名情報管理機能について整理できるため、それら機能を集約した宛名管理システム（独自システム）として導入することは自治体の裁量であると考えている。よって、対応方針には賛成ではあるが、各業務システムの標準仕様書にて、必要な宛名情報管理機能を定義するべきと考える。
- ✓ 宛名システムを標準外としたとしても、連携IFが定義されていないので標準準拠システム側は当該宛名システムにアクセスできなくなることを回避するため、各業務システムの仕様にて、標準化対象外の宛名システムを使うことが可能である旨明記する（横並び調整方針）

■ その他

- ✓ 宛名管理システムは独自施策システムではあるが、住登外者宛名番号管理機能を検討する際には、将来的に宛名管理システムと統合することを意識した機能とするべきである。

取り扱いに対する反対意見 <2件>

2_リファレンス提供（強制力はない） <2件>

- ✓ 既に宛名管理システムで運用している自治体が多く、指針が必要と考えるため。
- ✓ 独自施策システムとして構築された宛名管理システムと基幹業務システムが連携する場合について具体的にどういった方法で連携すべきか、リファレンスがあるとよいと思います。

2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

対応方針への
意見踏まえた再検討

宛名管理システムで管理するデータを標準化出来ていない現状において、連携要件を定めることは困難。住登外者宛名番号の付番・管理に関しては共通機能標準仕様書の機能要件・業務フローで示している。

考え方

宛名管理システムと基幹業務システムの連携要件を規定することは、宛番号管理システムが管理するデータを規定することになるため、規定は難しい。

独自施策システムとして構築する宛名管理システムに住登外者宛名番号管理機能を実装することも可能。

住登外者宛名番号の付番・管理に関する機能や運用フローは共通機能標準仕様書にてお示し済み。



対応方針（案）（1/3）

取り扱い

9_その他

内容

宛名情報については、**各基幹業務システムにおいて、各標準仕様書の定義に従って管理**する。

その上で、現行システムとしても導入されている宛名管理システムは独自施策システムと整理しており、連携要件を定義する対象ではない。宛名管理システムを標準化の対象とするとなった場合において、連携要件を検討することとする。

現時点においては、データ要件・連携要件標準仕様書に記載の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う必要がある。

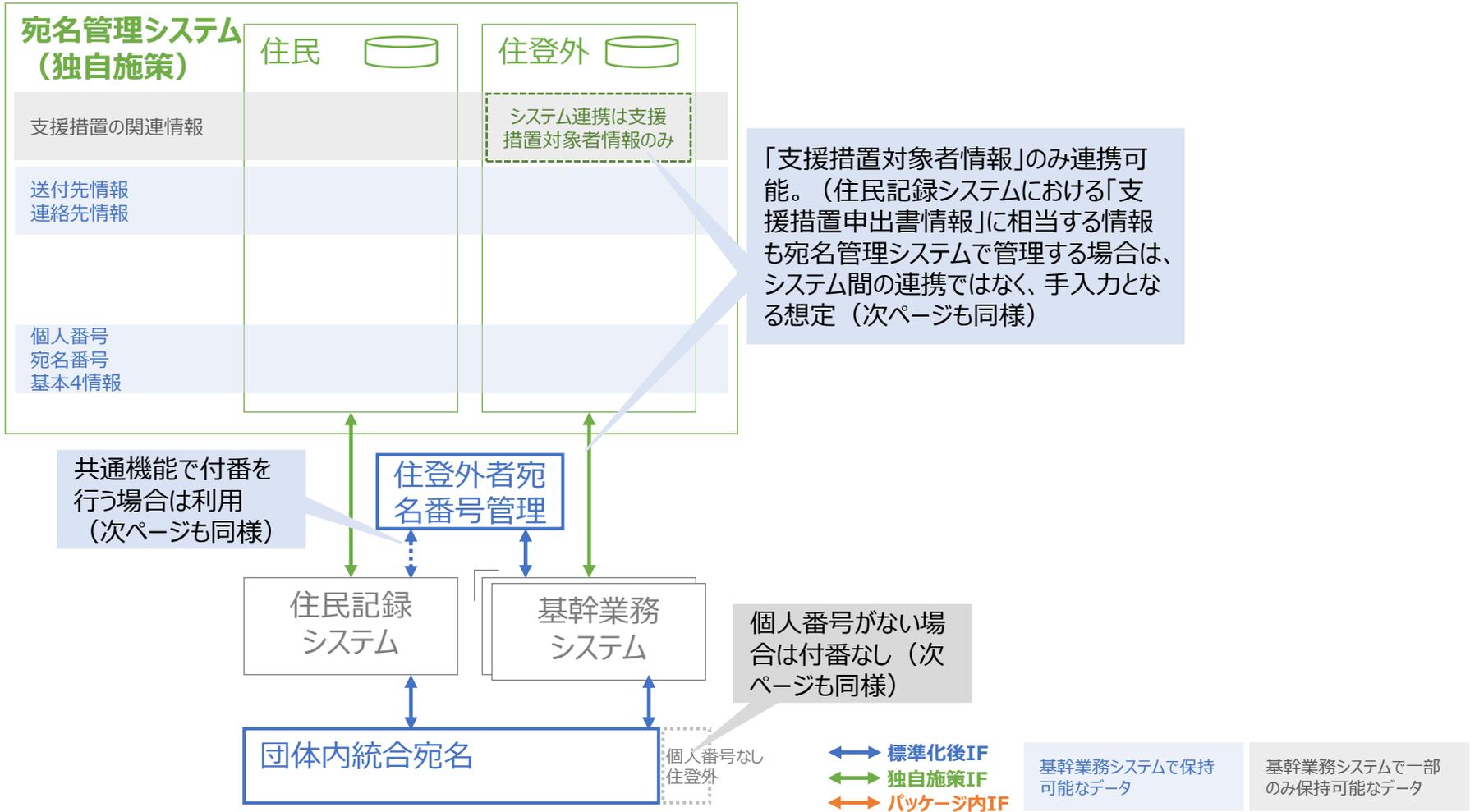
宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能を一体的に構築することも可能であり、この場合においても住登外者宛名番号の付番・管理に関しては共通機能標準仕様書の規定に従う必要がある。

2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

独自施策システムにあたる宛名管理システム、共通機能として機能を規定した団体内統合宛名機能、住登外者宛名番号管理機能をそれぞれ独立して実装する際の、システム間の連携・データの持ち方の概要は以下の通り。宛名管理システムとしては、各基幹業務システムからデータの副本の登録を受け、他システムからの参照先となる想定。

対応方針（案）（2/3）

内容



2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

対応方針への
意見踏まえた再検討

宛名管理システムの中に、住登外者宛名番号管理、団体内統合宛名を配置する場合の、システム間の連携・宛名管理システムのデータの持ち方の概要は以下の通り。共通機能で規定するIFを利用することが原則となるが、当該APIで連携できないデータがある場合や、当該IFを利用せず、IFを一本化して利用したい場合には、独自施策システム等連携仕様に基づいた連携を行うことが可能である。

対応方針（案）（3/3）

住登外宛名番号管理のみ宛名管理システムに集約



団体内統合宛名とともに宛名管理システムに集約



内容

共通機能のAPIで基本4情報等のみ連携する（青点線）もしくは独自施策IFでその他データも含めて連携する選択肢が考えられる（緑線）

団体内統合宛名

個人番号なし
住登外者

- ↔ 標準化後IF
- ↔ 独自施策IF
- ↔ パッケージ内IF

基幹業務システムで保持可能なデータ

基幹業務システムで一部のみ保持可能なデータ

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

住民宛名番号と住登外者宛名番号間の重複排除についても標準仕様書において明確にすべきとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

移行にあたって住登外者宛名番号間の重複を排除する必要があること、運用開始後に住民宛名番号と重複しないような措置が必要であることを規定

2.3.5. 住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方

既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行する際の考え方を以下に示す。

（中略）

②本機能では、住登外者宛名番号を重複して管理することを想定していないため、**移行する既存システムの住登外者宛名番号が、すでに本機能で利用されている場合、もしくは移行しようとする既存システム間で住登外者宛名番号の重複が発生している場合は、重複を排除**したうえで、本機能に移行する必要がある。

③住登外者宛名番号の**新規付番時に、移行済みの既存データと重複した住登外者宛名番号の付番を回避する必要**がある。

2.3.2. 住登外者宛名番号管理の業務フロー

(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理

② 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）

（中略）

住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式とするが、**住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。**

構成員の意見

- ✓ 住民記録システムで付番する宛名番号と、住登外者宛名番号管理機能で付番する宛名番号が重複すると、各業務システムでは対応できないことが想定される。両者の宛名番号が一意になる形とすべきである。
（検討会資料で公開された宛名管理機能の検討経緯の中で一意の番号としていない旨が記載されていたが、住民と住登外での宛名番号の重複は許容できない。）
住民と住登外での宛名番号の重複は、各業務システムにとって致命的であるため。
- ✓ 住登外者宛名番号をどのような付番体系とするのか。住登者宛名番号と重複しないような措置とあるが、共通的な仕様を決めるのか。
- ✓ 現在も自治体内で住登外者に統一的な宛名番号を付番しているケースはあるが、付番体系は各自治体によって異なっているため。

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

対応方針への
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■「1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約」と合わせて検討すべき

- ✓ 1.1.1に記載のとおり宛名番号、住登外宛名番号は自治体内で一意的となる仕様としていただきたい。ただし1.1.3に記載のとおり団体内統合宛名番号による一意性が担保される場合はその限りではない

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■先頭1桁であることを明確化すべき（2件）

- ✓ 15桁目（1の位）はチェックデジット等に使うケースが多い。宛名番号はXタイプの15桁という認識であるが、その先頭1桁なのか、末尾（最下位）1桁なのか不明瞭であるため、**先頭桁であることを明確化して区分する方が望ましい**

■15桁目（先頭1桁）とする場合の留意事項

- ✓ 宛名番号の15桁で区別するという方向性については違和感はないが、**現在の住民区分を示す情報ではないことについて注釈を入れる必要あり**
- ✓ **人口規模が比較的小さい団体等で、例えば現在最大8桁（15桁未満）を利用する団体の場合、本目的のためだけに標準化後に15桁化が必要となる**ため、管理可能である場合は15桁未満での管理を認める旨を明記するのが良い
- ✓ 宛名番号等の、重複してはならない項目はシステムにより自動採番されて確実な値として払い出されるものであり、職員が目視確認や手作業の基で行うべきものではないと思います。また、番号に意味を持たせるのであれば区分等の別項目を用意すべき
- ✓ 「宛名番号の15桁目で区別する」が例として挙がっているが、宛名番号の付番方法は住民記録の標準仕様書で規定されており、宛名番号の**特定桁数に意味を持たせるのは住民記録の標準仕様書の記載と不一致となるため、不可**

■その他

- ✓ 既に標準化され稼働している住民記録システムへの追加改修や、既に庁内に流通している住登外宛名番号の振り直しにつながらない方針にすべき
- ✓ 現時点では番号の棲み分けを事前に決定する等の記載にとどめ、現状マルチベンダの場合どのような取り決めをしているかのケースを収集する必要があるのではないか。
- ✓ 「**団体内統合宛名で管理している住民宛名番号を参照し、重複がないことを確認する**」については、**住登外システムからの参照しか考慮されていない**
- ✓ 業務側の宛名管理システムの宛名番号は独自でよく、業務システム側は外部連携時に業務IDと宛名管理システムの宛名番号で住登外者宛名番号管理に問い合わせをかけ、住登外者宛名番号を取得する

取り扱いに対する反対意見 <5件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <3件>

- ✓ 現時点で全自治体における住登者・住登外者の管理が統一化されていないことは明白であり、どの自治体も標準化にあわせて管理方法を再考する必要があるため、ベースラインではなく共通仕様として明確化すべき
- ✓ 基幹業務システムの統一・標準化を図るうえで、宛名番号、住登外宛名番号は自治体内で一意的となることは必須だと考えます。**従来の自治体内運用ルールによる宛名番号採番方式（住登外者の場合は先頭1桁目を9とするなど）ではなく、住民、住登外を通じた宛名番号付番機能を共通機能として備えるべき**

9_その他 <1件>

- ✓ 宛名番号の付番方法は住民記録の標準仕様書で規定されており、宛名番号の**特定桁数に意味を持たせるのは住民記録の標準仕様書の記載と不一致となる**

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

対応方針への
意見踏まえた再検討

住民宛名番号、住登外者宛名番号が重複しないようにすることについては仕様書で規定済であるが、付番方法に関するベースラインを示すことは維持するとともに、構成員意見を踏まえて、必要な規定を追加することとする。

考え方

住民宛名番号と重複しないようにするための住登外者宛名番号の付番方法の考え方を示す

住民宛名番号の付番を住民記録システムで行う場合、共通機能で行う場合、のそれぞれにおける方針の規定が必要



内容

対応方針（案）（1/2）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能が重複しないよう付番する必要があるが、その際の考え方についてベースラインとして示す。

<住民宛名番号の付番を住民記録システムで行う場合>

以下の①は推奨する実装方法と位置づけ、②は必要に応じて①とあわせて実装することも妨げない

① **宛名番号の先頭 1 桁目で区別**

宛名番号を付番するにあたって住民、住登外者で重複しないための措置であり、当該対応で付番された宛名番号で住民、住登外者を判別するものではない。

住民、住登外者の判別は別途追加する管理項目（住民区分（仮））を利用する（次ページにて詳細を規定）

② **団体内統合宛名で管理している住民宛名番号を参照し、重複がないことを確認**

当該確認機能は、団体内統合宛名と住登外者宛名番号管理を一体的に構築する場合における、住登外者宛名番号の付番時に限り有効と考えられる。また、当該確認機能は共通機能に認められている任意の機能追加の取扱いとする

（※「1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望」全体の検討結果を踏まえて調整する予定）

<住民宛名番号の付番を共通機能で行う場合>

住民宛名番号と住登外者宛名番号が重複しないよう付番することを要件とし、詳細は規定しない。

参考：データ移行時の宛名番号の重複排除

「3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化」にて整理

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

対応方針への
意見踏まえた再検討

つづき

対応方針（案）（2/2）

取り
扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

内容

住民宛名番号と住登外者宛名番号を**共通機能において一体的に付番する場合には、住民、住登外者のどちらに該当するか識別する必要があるため、管理項目として新たに「住民区分」を追加する。**

また、住民宛名番号を住民記録システムで付番する場合と共通機能で付番する場合のどちらにおいても、共通機能は住民記録システムから宛名番号、個人番号、基本4情報と転出入に関する情報の提供を受けることとし、連携仕様が規定されていない転出については新たに規定を行うこととする。

また、住民区分については、以下を起因に登録/更新を行う

<登録>

転入（再転入、住登外者の転入（宛名番号の引き継ぎを行った場合）を除く）、出生など：住民として登録
初回の住登外者の登録：住登外として登録

<更新>

再転入時：住民記録システムから異動情報を受け取り、住民へ変更

住登外者の転入時（宛名番号の引き継ぎを行った場合）：住民記録システムから異動情報を受け取り、住民へ変更

転出時：住民記録システムから異動情報を受け取り、住登外へ変更【新たに連携仕様が規定】

2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

住登外者が転入し、住民となった場合に宛名番号を引き継ぐように見直すべきとの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

2.3.2.住登外者宛名番号管理の業務フロー

(4)住登外者が住民になった場合の処理

住登外者が住民になった場合、住民記録システムで新規付番された住民宛名番号を基幹業務システムが受け取り、**基幹業務システムにおいて住民宛名番号に過去の住登外者宛名番号に関連づいた情報を統合・紐づけ**することとしている。



構成員の意見

- ✓ 番号の管理において、住基とそれ以外のシステムが番号を共有できないことにより、住登外から住民になったケースにおいて**職員に不要な作業が発生し、かつ作業誤りのリスクがある**ことから、住民も住登外の宛名番号を引き継ぐ運用を再考いただきたい。
- ✓ 住登外から住民になったケースや名寄せにより、**キー項目である宛名番号が変更されることによる、各業務システム側（住基業務以外）の影響が大きく**、また宛名番号の変更に対応する機能が各業務システムの標準仕様書に記載されていない。
- ✓ 住登外者が住民となった場合、宛名番号をつけ直す運用となっているが、個人を特定する識別子の付け替えはトラブルの危険性が高い。また、様々な形で宛名番号を活用しているシステム、多くのデータ管理で利用しているシステムもあり、**付け直しが困難な場合も多い**
- ✓ 「④転入」について、「住登外者としての登録有無にかかわらず、住民記録システムで新規付番することを想定」とありますが、**ワンズオンリー原則の実現において、当該転入者がすでに自団体において補足され、何らかの情報が管理されているのか、全く新規に知り得た住民であるかは重要な要素**。住民記録システムにおいてもDV 対応などの配慮もあり、再転入に限らず知り得るものならば確認したいのではないかと推察します。総務省が住登外としての登録状況を確認せず、転入処理を実施するほうが望ましいと判断したのはなぜでしょう。1.0版仕様だと運用上のトラブルが多発すると思われるので、特に住登外者が転入したときに宛名コードを振り替える点について仕様の見直しをお願いしたい

2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

現行の運用として、宛名番号を引き継いでいるケース、引き継がず基幹業務システムにて紐づける又は上書きを行うケースのどちらの運用も存在することが確認できた。

情報提供 依頼内容

現行システムにおける運用フローや機能要件で、どのように宛名番号の引き継ぎを行っているかについて情報提供をお願いします。

構成員の回答

■ 転入時に住基システムにて住登外者を照会している（宛名番号の引き継ぎを行っている） <6件>

- ✓ 住民基本台帳システムの転入処理時に、**住登外データを検索可能としており、転入処理時に住登外データを4情報等で検索して、住登外データが存在する場合は、住登外データの宛名番号を引き継ぎ転入処理を行う運用を可能としている。**
- ✓ 住民記録システムの転入の入力時に、**住登外者も含めて再転入の候補として表示している。**（住登外者については4情報をもとに紐づけ候補として表示）
- ✓ **住基システムにおいて、住登外者に付番されていた宛名番号をそのまま使用することで対応している。住基システムで転入処理を行う際、宛名管理システムへアクセスし、再転入者の候補者を抽出することで、この仕様を実現している。**
- ✓ **氏名、性別、生年月日で対象者を特定し、宛名番号を引き継ぎ運用を実施している。**加えて、**住民票コードや個人番号で特定することも可能**であり、これらの機能により基本的に、宛名番号の引継ぎを行っている。引継ぎが行えなかった場合には、「同一人物管理機能」にて名寄せを行っている。
- ✓ 転入処理時に**氏名・生年月日等による対象者検索による引き継ぎ**を実施していただいている。
- ✓ 転入時、**生年月日、性別を検索条件として転出者と住登外データから候補者を検索し、自治体職員様に同一人（再転入者）を判断頂いております。**

■ 基幹業務システムで転入情報受領時に住登外者を照会している（宛名番号の引き継ぎは行っていない） <7件>

- ✓ 業務システム側で転入者を把握した際に、システムの画面にて**自業務システム内の住登外者に同一人物がいないか確認**を行い、**同一人物がいた場合は場合により名寄せ(宛名番号の紐づけのみ)、宛名番号変更処理**を行っている。
- ✓ 各業務にて履歴が継続して確認できれば良いため、**新しくきた転入者の宛名に、それまでの住登外者の宛名を名寄せしていると認識している。**転入処理を実施する所管課では、通常、各業務で登録された住登外者と転入者が同一人かどうかの判断は不可能であると考えため、想定されている方式以外はあり得ないと思料
- ✓ 税業務事例では、関連付けをするだけで、宛名番号の引継ぎは行っていない
- ✓ 住登外者情報を共通管理している自治体は少なく基本的に自業務内で完結するため、**管理データ（台帳データ）の宛名番号を変更するだけで処理は完了**する（自社システムでは宛名番号を個人を特定するキーとしていないため、宛名番号の変更（振り替え）は問題ない）
- ✓ 住登外者転入時の宛名番号引継ぎについては、各業務基幹システムで対応すべき横並び調整でよい

■ 個人番号・団体内統合宛名番号の利用

- ✓ 個人番号を利用して**団体内統合宛名番号を付番する運用**としていることが多い

2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

構成員から寄せられた現行の運用を踏まえ、自治体によって宛名番号を引き継ぐことも、引き継がずに新たに付番することも可能とする方向で、仕様を規定することとする

考え方

住登外者の転入において、住登外者宛名番号を引き継ぐこととした場合、転入処理時に住登外者の登録有無の確認が必要であり、業務負荷が懸念される

一方、現在転入時に宛名番号を引き継いでいる自治体が同様の運用を維持できるようにする必要がある



対応方針（案）（1/2）

取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

内容

番号法第9条で住基法の事務が規定されていないことから、転入時に個人番号は利用できず、住民記録システムにおいて、転入処理時に住登外者の登録有無を確認することはできない整理を踏まえ、自治体毎に対応を選択できるような形で仕様を規定することとする。

<①宛名番号の引き継ぎは行わない（住民宛名番号の付番を住民記録システムで行う）場合>

基幹業務システムが住民記録システムからの転入の異動情報をもとに、基幹業務システムで管理する住登外者宛名情報と住民情報を名寄せすることで対応する。

各基幹業務システムの**名寄せ機能については、必要に応じて横並び調整方針**で示すことを検討する。

<②宛名番号の引き継ぎを行う（住民宛名番号の付番を共通機能で行う）場合>

共通機能で住民宛名番号付番時に、住登外者宛名番号を基本4情報で検索する機能を設け、候補者の既存の宛名番号を住民記録システムに提供することで宛名番号を引き継ぐ。

なお、転入時に基本4情報で住登外者の登録有無を確認する運用については、住記担当者の負担増も懸念されることから、当該検索機能の利用有無は、外部パラメータとして設定可能なつくりとすることを要件とし、自治体によって選択可能とする（住民記録システムの標準オプション機能として規定することを、総務省と協議予定）

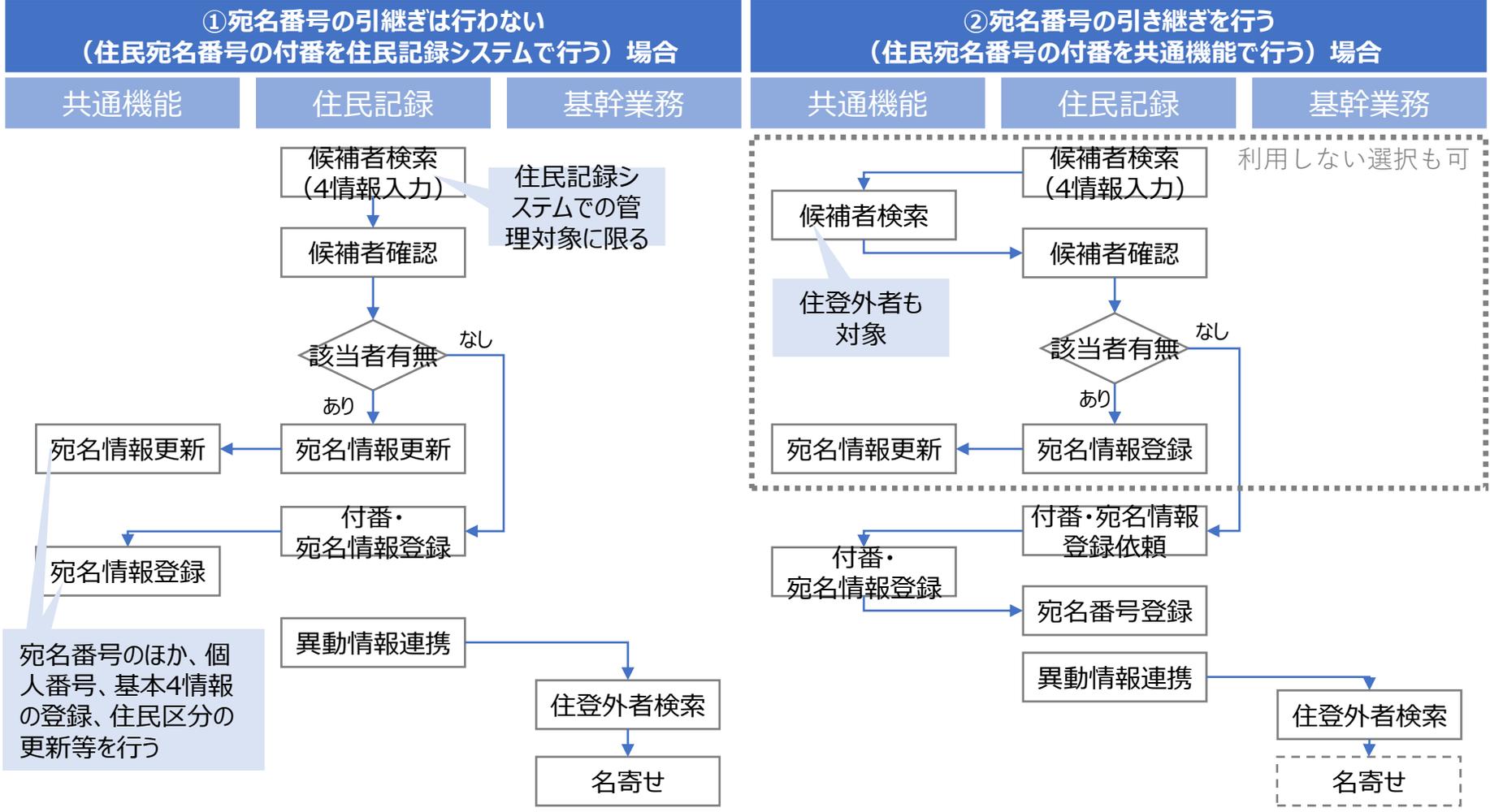
2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

つづき

対応方針（案）（2/2）

それぞれのパターンにおける概要の機能配置は以下の通り。

内容



宛名番号のほか、個人番号、基本4情報の登録、住民区分の更新等を行う

情報提供依頼とは別に、当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <8件>

■ 宛名番号を引き継がない場合の業務影響が大きい

- ✓ 各ベンダーからも意見がでていますが、宛名番号というキー項目を変更されることへの、各業務への影響が大きい。現状、住登外→住民になる場合は、宛名番号を引き継ぐ運用をしており、過去の各業務データを参照できることから、自治体からも宛名番号を引継ぎ住民とする運用が支持されているため
- ✓ 番号の管理において、住基とそれ以外のシステムが番号を共有できないことにより、住登外から住民になったケースにおいて職員に不要な作業が発生し、かつ作業誤りのリスクがあることから、住民も住登外の宛名番号を引き継ぐ運用を再考いただきたい
- ✓ 番号を引き継がない場合は各業務での業務負担につながるため、自治体運用全体として負担を下げる方向で考えた方がよい

■ オプション機能として提供を希望（自治体ごとに選択肢の余地を残すべき）

- ✓ 住民記録システムの仕様にオプションとして転入時に住登外宛名を索引して既存宛名の有無を確認する機能を追加する。ここで検索したいのは市内在住の住登外者が住民票を移すケースや、市内に住宅を保有している住登外者が転居してくるケースなどであり、住民サービスを継続する観点から、転入時に結び付けられるのが望ましい
- ✓ 住基システムにおいて、再転入者の宛名番号を新規付番した場合、各基幹業務システムの名寄せに関する業務負担が懸念されます。一方、住登外宛名番号と同じ番号を使用した場合、住基システムの業務負担が懸念されます。この二つの業務負担を比較して、仕様が決定されるべき、転入者の著しく多い大規模団体では後者の負担が大きく、中小規模団体では前者の負担が大きいものと考えます。団体規模により選択できる余地を残すべき

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <2件>

■ 付番タイミングの確認

- ✓ 「付番後に」という部分がありますが、住記システムで4情報入れたタイミングで住登外者宛名番号管理に問い合わせし、該当者の宛名番号を返却、受け取りして住記システム側で候補者画面を出すイメージで、その行為を名寄せと呼ぶのであれば、付番後ではないか

■ 個人番号による引継ぎが可能ではないか

- ✓ 個人番号が登録されているものであれば、限定的ではあるが引継ぎ可能。住登外時に付番されたものと住登者として登録されたものが別人扱いになってしまう

取り扱いに対する反対意見 <3件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <2件>

- ✓ 住登外者転入時の宛名番号引継ぎについては、各業務基幹システムで対応すべき横並び調整でよい

4_既存仕様にて規定済 <1件>

- ✓ 住登外→住民時に宛名番号をそのまま引き継ぐ運用は一般的ではない

2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化

住登外者の個人番号や基本4情報の更新時の排他制御と解除の仕様を共通的に定める必要があるとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

■ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）

（中略）なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。

共通機能標準仕様書:機能要件

■ 住登外者宛名情報管理機能（機能ID 0310002）

- ・住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBを用いて管理できること。
- ・住登外者宛名基本情報の登録・更新・削除（※）ができること。
- ・登録・更新・削除において、排他制御できること。

■ 名寄せ情報管理機能（機能ID 0310008）

- ・名寄せを行った住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名基本情報の更新等ができること。
- ・名寄せを行った住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名基本情報の更新等ができること。
- ・更新において、排他制御できること。

構成員の意見

- ✓ 排他解除がどこで行われるかの定義は必須
- ✓ 想定される排他制御・解除のタイミングについて、齟齬がないようパターンとして提示いただきたい
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能の排他制御について、各種課題が想定される。
 - ・ 複数業務からの住登外者宛名の付番申請に対して、排他制御によって待ち状態にならないような配慮が必要ではないか
 - ・ 排他中はどの業務が掴んでいる、という情報を返す仕組みが必要ではないか
 - ・ 業務システム側の障害によって排他解除のリクエストが出来ない可能性を考慮し、排他制御のタイムアウト制御が必要ではないか



2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化

排他制御の強制解除については、共通ルール化するのではなく、外部パラメータ化することで自治体ごとに設定する形が望ましいとの意見が多く寄せられた。

情報提供依頼内容

①対応方針（案）の機能を追加するにあたり、強制解除時間を外部パラメータ化して自治体ごとに任意に設定可能とするか、1時間等の共通ルールとして規定すべきかについてご回答をお願いいたします。

②共通ルールとする時間について適切な時間についてご意見ををお願いいたします。

③本機能の排他制御のほか同様の規定が必要な機能があれば情報提供をお願いいたします。

構成員の回答

- ✓ **外部パラメータ化して自治体の裁量とする（10/14件）**
- ✓ 共通ルール化（1/14件）
- ✓ 標準時間・リファレンスとして示す（1/14件）
- ✓ 時間による制御ではなく、手動の排他解除機能を追加（1/14件）
- ✓ 排他制御自体が不要（1/14件）

- ✓ 10分程度（2/12件）
- ✓ 5分～30分の範囲（1/12件）
- ✓ 外部パラメータ化して自治体の裁量（2/12件）
- ✓ その他（具体的な回答なし、排他制御自体が不要など）（7/12件）

- ✓ 以下のような機能の規定が必要
 - **強制解除された場合の排他制御した元業務の動作に対する規定**
（例えば、更新前に解除時間が経過し強制解除された場合に、更新不可とする）
 - 一括更新処理を実行する際の排他に関する規定
- ✓ 時間経過ではなく、対象者を選んで強制的に排他解除をかけるようなメンテナンス機能が考えられますが、このためだけに管理画面を作成するのも負荷が大きい（今のところ、住登外苑名番号管理に特化した管理画面の作成は考えていません）ため、コマンド等に対応できないかと考える

2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化

排他制御を取得してから強制解除するまでの時間は外部パラメータ化するほか、排他制御がかかっている状態でのリクエストがあった場合に
表示する項目のほか、解除された側のシステムに関する仕様も規定することとする。

考え方

住登外者宛名番号管理機能における排他制御に関しては、基幹業務システム共通で影響する内容であるため、排他制御時の機能の詳細について、追加の機能が必要



対応方針（案）

取り 扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

排他制御のパターンとして以下を想定し、②、③の対応として必要な機能を追加する。

- ① 既存のフローに沿って基本4情報の更新を行った場合
- ② 住登外者の基本4情報の照会を行ったが、結果的に更新は行わなかった場合
- ③ 排他制御中に当該基幹業務システムが障害等が発生した場合

また、排他制御について以下の機能を規定する。

- 排他制御を取得しているシステム（業務ID）、ユーザID及び排他制御開始時間を表示する
- **排他制御を行う時間を外部パラメータとし、自治体毎に設定可能とする**ほか、設定した**時間経過後に排他制御を強制的に解除**する
- 排他制御の強制解除後に、排他制御を取得していた基幹業務システムは更新処理を継続できないようにする

内容

2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否

住登外者宛名番号管理における履歴管理機能の仕様については、検討の必要性を含め様々な意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:FAQ

#27:住登外者の情報が変更になった場合（住登外者で無くなった場合も含む）、どのように変更履歴の管理を行うのですか。

→基本4情報の管理は各基幹業務システム側で行っていただく想定であるため、住登外者宛名番号管理機能において履歴管理に関する機能は規定していません。なお、任意の機能として履歴管理に関する機能を住登外者宛名番号管理機能に実装することは妨げません。

#31:住登外者の削除後も履歴・経緯を確認できるようにする必要があると考えていますが、履歴には登録時の業務IDも保持できますか（利用当時に、どのような事務で使われていた宛名か確認するため）。

→履歴管理に関する機能を任意で実装することは可能です。その際、業務IDを保持することも可能です。

構成員の意見

要検討：8件

＜規定有無の明確化が必要＞

- ✓ **開発機能範囲を確定するために必要**
- ✓ 他業務システムで登録された住登外データを勝手に更新・削除して良いのか疑問
- ✓ **業務システム側で管理するデータ構造にも影響する**

＜規定必要＞

- ✓ 住登外者に関する**最新情報であるか否かの判断のために履歴管理は必要**
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能として管理する情報を**システム移行時に引き継ぐ必要がある**と考える**同一住登外者に対し複数業務からの情報更新が生じている状況化**において、当該住ため（A社標準システム→B社標準システム）

＜規定不要＞

- ✓ 住登外は利用する業務がその時点で必要な情報のみを管理するものであり**履歴管理をしても住所地の異動等が追えるものではないことから最新のみ参照可能であればよい**（履歴保持をするかどうかの既定は不要と考える）
- ✓ **物理削除・論理削除は各ベンダのデータ保持によるものであり、連携する際正しい結果が返却できれば良いことから規定不要**と考える

検討不要：13件

- ✓ 履歴管理や物理削除・論理削除は**各ベンダのデータモデルに影響を与えること、最新の結果が連携できれば、運用上問題ない**
- ✓ ベンダーごとに検討するべき課題である

2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否

情報提供内容を
踏まえた再検討

構成員から、連携仕様全体として、論理削除フラグを必要とする意見が多く寄せられた。

情報提供依頼内容

住登外者宛名番号管理機能に限らず、機能別連携仕様で規定するIF全般において、論理削除が必要なIFに明示的なフラグの規定（項目追加）が必要かについてご意見をお願いいたします。

※物理削除については、大規模なデータ更新エラー等の障害時の補正においてベンダの責任において例外的に行うものと想定しており、標準仕様としては特段規定はしない

構成員の回答

■ 論理削除フラグは必要（9/13件）

- ✓ 論理削除フラグは、物理削除を定義しないのであれば、必要。ただし、連携IF全般に削除フラグを追加するのであれば、どこかでそのフラグを立てる仕様、機能を考える必要があるが、ベンダに裁量を任せるのか
- ✓ 連携データの差分更新も視野に入れるのであれば、必要。連携済データが実は不要なものであったため削除したい、といったケースは確実に発生する
- ✓ 論理削除データも連携対象とする場合には、必要
- ✓ 削除については連携先システムへの影響が大きいことが想定されることと、ベンダ間の認識ずれを防止するため、明示的な規定があった方がよい

■ 不要（2/13件）

- ✓ 論理削除については、ベンダの実装に依存するものであること、またIF中の異動内容とフラグの不整合によるエラー等の要因になりえる
- ✓ 論理削除データは連携対象としない共通仕様、不要

■ その他（2/13件）

- ✓ 論理削除が必要なIFにおいて連携情報としての取り扱いは必要。フラグの項目追加だけで十分かは、連携情報によるのではないか
- ✓ API連携においては、最新状態を連携する用途のため不要（常にスペースをセットする仕様でも問題ない）。ファイル連携においては、利用側システムが異動情報の履歴を蓄積して管理することから、必要

2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否

情報提供内容を
踏まえた再検討

基本4情報等の更新履歴を保持するように新たに機能を追加するほか、論理削除フラグは連携仕様として追加することを検討する。

考え方

住登外者宛名番号管理で管理する基本4情報は多数の基幹業務システムが更新を行うため、更新内容を照会できるよう更新履歴を管理する必要がある



取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

「基本4情報更新履歴管理機能」として、以下の内容を機能要件に追加する。

#	機能名称	機能要件	取り扱い
1	基本4情報等更新履歴管理機能	基本4情報や個人番号の更新を行った基幹業務システム（業務ID）、更新日時、更新内容を管理できること。	新たに規定
2	名寄せ情報管理機能	名寄せを行った情報（履歴）を管理できること。	規定済み （機能ID 0310008）

内容

住登外者宛名番号管理機能に限らず、**機能別連携仕様で規定するIF全般において、論理削除が必要なIFについては論理削除フラグの追加を検討**する。

※物理削除については、大規模なデータ更新エラー等の障害時の補正においてベンダの責任において例外的に行うものと想定しており、標準仕様としては特段規定はしない

2.2.7.特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
<p>2.2.7.特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針</p>	<p>住登外登録においてはDV 被害者等、業務間でのデータ共有が望ましくないワンスオンリーの例外的な処置が必要な物がある。また、社会保障サービスの提供において、明確な本人確認の実施より迅速なサービス提供を優先する場合もある。この場合、システム上は宛名番号が必要となるため、正確な個人確認ができない状態でも便宜的に宛名番号を付番し、処理を実施することとなる。これらの場合、その住登外宛名番号は当該事務や、それらの特殊事情が共有できる事務の範囲でのみ利用されるべきであって、広くデータ連携に利用される宛名番号として活用してはならない。業務間共有を原則としつつも、業務に閉じたデータ利用にも配慮した付番ルールを整備しなければならない。</p>	<p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能で共通的に管理する方針は維持。</p>	<p>機能を追加するとすればフラグを立てて業務IDで検索対象から除外する等が考えられる。</p> <p><構成員への情報提供依頼> 特定の業務のみ参照できるようにする制御の必要性及び基本4情報が他のシステムも参照できることによる具体的な不都合があれば情報提供をお願いいたします。</p>	<p>(未定)</p>

2.2.7. 特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針

情報提供内容を
踏まえた再検討

構成員から一定数不都合な具体的なケースの情報が寄せられたものの、氏名の命名規則やメモ情報等を活用した運用対処も可能という意見も寄せられている。

情報提供依頼内容

特定の業務のみ参照できるようにする制御の必要性及び基本4情報が他のシステムも参照できることによる具体的な不都合があれば情報提供をお願いいたします。

構成員の回答

■ 不都合なケースあり (5/13件)

- ✓ DV等、参照範囲を限定したい特別な事情があるケースは想定されるため、参照範囲を特定の業務にする場合のみ業務IDを設定する機能は必要と思われる。(2件)
- ✓ 支援措置対象者のため、特定の業務のみに参照を絞りたい、基本4情報を他者に示したくない、というケースは想定できますが、4情報を基に宛名番号を払い出すという仕様上、住所等情報は既にわかっているものと想定される。これが、氏名等一部情報のみでの検索を許可する仕様である場合、住所情報が予期せず漏洩するケースがあり、考慮が必要
- ✓ 業務ごとに住登者を管理する運用をとっているケースでは、業務ごとの制御が必要
- ✓ 宛名番号のデータ連携に利用することは問題ないと考えている。一方、基本4情報は「1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理」の考え方「各基幹業務で取得した住登外者の情報を、他の業務に共有する(少なくとも参照可能な状態にする)ことは、制度的な整理が必要」にも示されているとおり、このこと自体が不都合と考える
- ✓ 特定業務でのみ参照できる宛名情報については、宛名管理機能に連携せず、自業務システムでのみ利用できる仕様を検討すべき

■ 不都合なケースなし・考慮不要 (7/13件)

- ✓ 住登外者の付番機能のみであれば不要
- ✓ DV被害者等の情報が共有できていれば、あとは参照する側が考慮すべきことのように思う。よって、参照の制御までは必要ないのではないかと。フラグを追加する等の機能化は避け、メモ情報の活用、処置注意者に登録する等により回避する方向で検討いただきたい
- ✓ このようなデータの場合の氏名の付与ルールを定めておけばよいので、特段の制御は不要
- ✓ 業務運用上実際にあるのだろうが、特に思いつかない

2.2.7. 特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針

情報提供内容を
踏まえた再検討

業務上の考慮の必要はあるが、運用対処で対応することとし、特段の機能追加は行わないこととする。

考え方

業務上の配慮は必要性があることについては確認できた

一方で、ユースケースとして多くなく、また運用対処が可能であることを踏まえると、投資対効果の観点や、開発スケジュールへの影響を踏まえ、機能追加は抑制的に考えるべき



対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

内容

特殊な事情により特定の業務に閉じたデータ利用が必要なケースに対応するための機能は追加しない。

2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
<p>2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認</p>	<p>住登外情報の入力時にINPUTは税等の申告書と想定するが、入力できない項目が項目定義書に規定されており、どの情報から入力することを想定しているかの記載が必要と考える。具体的には、氏名が日本人・外国人別に規定されているが、税等の申告書からは日本人・外国人の区別がつかず、また外国人についてアルファベット名と漢字名を分けて記載することができない。</p> <p>住登外者宛名番号管理について 自治体は、受理した届出書（例：税の申告書）等の情報をもとに住登外者を入力する運用であるが、項目定義書（住登外者宛名番号管理）ではその時点では入力できない項目が規定されている。</p> <p>項目の具体例としては、氏名が日本人・外国人で別項目として規定されているが、税の申告書のような受理した届出書によっては日本人・外国人の判断もつかないと考えられる。また、外国人のアルファベット名と漢字名を分けて記載されないので、入力できない項目であると想定している。</p> <p>※具体的なフローが明確になっていないことにより、このような課題が発生していると考える。</p>	<p>項目は住民記録システムの基本データリストと整合させている。</p>	<p>業務・手続きによって国籍情報や漢字アルファベットを分けて取得ができない場合には、入力可能な項目に入力頂く運用対処にて対応いただく想定。</p>	<p>4_既存仕様にて規定済</p>

2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

■入力項目の変更が必要

- ✓ 外国人と日本人とを区別せずに入力できる項目に変更の検討が必要
- ✓ 住登外者の入力情報で外国人か日本人かの区別がつくものがあれば例示してほしい。住民記録としては保持する情報であるが、住登外者としては管理できるケースがなく、「住民記録システムの基本データリストと整合」の根拠がわからない。氏名の入力に外国人と日本人の区別は不要

■入力方法の統一が必要

- ✓ 外国人の氏名情報入力については、**全業務とも入力内容の統一が必要**。基本4情報については住登外者宛名番号付番において重要な要素であり、業務ごとに入力内容が異なるのであれば、住登外者宛名番号付番の運用が成り立たない
- ✓ 外国人などは特に、各基幹業務システム任せに入力された**住登外者の基本4情報では突合率が低くなる**と想定

取り扱いに対する反対意見 <5件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

- ✓ 氏名の入力に外国人と日本人の区別は不要
- ✓ 業務ごとに入力内容が異なるのであれば、住登外者宛名番号付番の運用が成り立たない
- ✓ 基本4情報による突合で同一人物と判定できないケースが多く発生すると想定される
- ✓ 現在の仕様書に明記されていないことに起因して、当疑義が発生していると想定できるため。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■必須項目の見直し

- ✓ 住登外を登録する業務により、登録可能な項目が変わる可能性があるため、必須項目をやめる必要があると考える。必須項目としないため、住民記録の基本データリストと項目を合わせる必要がないと考える
- ✓ 業務によって把握できない情報は任意入力とする旨を仕様書に反映する

■業務フローを規定が必要

- ✓ 住登外者の基本4情報は、外国人登録の内容どおり氏名・住所を入力するとは限らないため、外国人の基本4情報による名寄せは機能しないため、住登外者宛名管理においても、住民記録と同様な入力規約を仕様書に記載する
- ✓ 対応方針案は「業務・手続きによって国籍情報や漢字アルファベットを分けて取得ができない場合には、入力可能な項目に入力頂く運用対処」には賛成ですが、業務・手続きは標準化または業務フローが示されると認識しております。住登外者宛名番号管理機能の方針・仕様と、標準化対象業務の標準仕様書の整合（運用対処の内容が標準仕様書に規定されていること）は確認頂きたいと考えております。

■その他

- ✓ 住登外者宛名管理機能を必須とする場合は、ご提示の対応方針とせざるを得ないと考えるが、同一人物かどうかの判断がつかなくなるため、データの重複防止効果に疑義がある

2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認

対応方針への
意見踏まえた再検討

構成員意見を踏まえ、住登外者に関して国籍を確認できないことを踏まえ入カールのリファレンスを示すこととする。

考え方

住民から住登外者へ宛名番号の引き継ぎ、住登外者の転入時の宛名番号の引き継ぎを想定していることから、住登外者のは管理項目は住民記録システムの基本データリストと整合させる必要がある

一方で、**住登外者に関する手続きにおいては、国籍の確認を行わないこと**を踏まえ、入力内容のばらつきを抑制するために、入カールのリファレンスを規定する



取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

項目定義書にて規定する管理項目は住民記録システムと整合させた現行の仕様を維持する。

一方で、**国籍を確認できない手続きがあることを踏まえ、原則として以下の項目に入力する**（入カールールをリファレンスとして提供する）。

■ アルファベット氏名で申請があった場合：
データ項目ID:03100006「氏名_外国人アルファベット」に入力

■ アルファベット以外の氏名（漢字含む）で申請があった場合：
データ項目ID:03100003「氏名」に入力

なお、どちらの項目も住登外者宛名番号付番APIおけるリクエスト項目として必須とはしていないほか、備考欄にて「氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる」との入カールールは規定済み。

2.2.10.転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取扱い
<p>2.2.10.転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認</p>	<p>「⑤転出」について 「住民記録システムで付番された住民宛名番号を引き続き利用することが可能」とあります。</p> <p>可能ではありますが、必須でないと理解しています。(特に住登外として管理すべき情報のない個人の場合)しかし、その際も住民記録システムの除票においては引き続き管理され、その際はここで言う住民宛名番号で管理されることと推察します。</p> <p>当該住民が後に住登外となった場合(固定資産を取得するなど)、住登外宛名番号が付番されることとなります。この時、住民票の除票のみ異なる宛名番号で管理されることとなりますが、この点について総務省は特に課題としていなかったでしょうか。</p>	<p>—</p>	<p>住民票の除票の情報は他システムとの連携が想定されていないため、他システムにおいて住登外者宛名番号が付番されることに問題はないと考える。</p>	<p>9_その他</p>

2.2.10. 転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

■ 宛名番号の引き継ぎを必須とすべき

- ✓ 各ベンダーからも意見がでていますが、宛名番号というキー項目を変更されることへの、各業務への影響が大きい。（過去の課税データとの紐づけについても変更が必要となるなど、宛名番号の付け替えが困難な業務も存在する。）転出後に住登外者となった場合も宛名番号は、住民であった時の宛名番号を引き継ぐ

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <5件>

■ 業務（転出・再転入）を考慮し宛名番号の引き継ぎを必須とすべき

- ✓ 再転入を考慮して住登外者宛名番号を付番してはいけないと考える
- ✓ 転出等で消除となった場合も同一の宛名番号を使用することで、他業務でも継続して同一人物の管理が可能であり、転出等で消除となった場合も同一の宛名番号を使用することができることを明示していただきたい

■ 住民宛名番号と住登外者宛名番号は必ず一意である必要性がある

- ✓ 転出後に住登外者となった場合も宛名番号は、住民であった時の宛名番号を引き継ぐ

■ その他

- ✓ 「住民票の除票の情報は他システムとの連携が想定されていない」というのがよくわからない
- ✓ 「1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約」と合わせて確認すべき

取扱いに対する反対意見 <2件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <2件>

- ✓ 宛名番号というキー項目を変更されることへの、各業務への影響が大きい

2.2.10. 転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認

検討経緯資料の記載が適切でなかったことに起因する指摘を発端としており、仕様書上で宛名番号を引き継ぐことを規定できていることを確認できたため、特段規定の見直し等を行わないこととする。

考え方

宛名管理機能の検討経緯資料においては、「住民記録システムで付番された住民宛名番号を引き続き利用することが可能」と記載がある

一方で、標準仕様書においては、宛名番号の引き継ぎについて規定ができていることが確認でき、上記の検討経緯資料の記載が適切でなかったことを確認した

(3)住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継

④住登外者登録

標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。

対応方針（案）

取り 扱い

4_既存仕様にて規定済

内容

規定の見直し等を行わない。